

トピックス Topics

- レポート／人権ゆかりの地で学ぶ
(第2回人権スポットツアー)
- 特集／企業の社会的責任(CSR)と人権
- 案内など

あいぽーと徳島では、
さまざまなイベントを
開催しています!

平成27(2015)年10月17日、京都市の西陣織の産地を訪れました。

西陣織会館で西陣織の伝統技術や歴史について見学し、その後、北野天満宮、上七軒歌舞練場、千本釈迦堂(大報恩寺)、釘拔地藏(石像寺)、千本えんま堂(引接寺)など、各寺社と西陣織の産業に従事した人々の人権に関する話について、穀雨企画室代表の渡辺毅さんの案内でフィールドワークをしました。

渡辺さんから「西陣織が地場産業としてかつて大いに活況を呈していた西陣は、下請け労働に従事してきた在日コリアンや、歓楽街で働いていた女性たちの歴史をも秘めた地域です。また、少し北へ行けば、そこは平安京のころ葬送の地があった場所です。機音を聴き、京町家の家並みを眺め、老舗の和菓子屋さんを訪ねながら、人権について学んでいたコースです。」と説明がありました。

今回のコースの2カ所を紹介。



【北野天満宮の御土居】北野天満宮は、古来より多くの人がこの信仰を集めるとともに、その境内は広場の役割も担っており、様々な芸能が興行され、賑わいを呈しています。

御土居は豊臣秀吉が、京都の都市改造の一環として1591年に多くの経費と労力を費やして築いた土塁です。台形の土塁と堀(川や池なども利用)からなり、その延長は22.5キロメートルで、東は鴨川、北は鷹ヶ峯、西は紙屋川、南は九条にそって築かれました。土塁の内側を洛中、外側を洛外と呼び、要所には七口を設け、出入口としました。

た。北野天満宮にある御土居は原型に近い形だと言われています。また、この御土居の築堤により、洛中にあった数カ所の被差別集落が洛外へと移設されました。

【千本釈迦堂】千本釈迦堂は、鎌倉時代に建立された寝殿造りの寺ですが、おかめ物語や12月の風物詩である大根焚きで知られています。

本堂建築で棟梁を務めた大工の妻「おかめ」は、重要な柱の寸法を間違えて短く切った夫に、杵組で補えば良いとアドバイスして、窮地を救ったが「専門家でもない女性の知恵で棟梁が大仕事を成し遂げたと言われは夫の恥」と上棟式の前に自害しました。上棟の日、棟梁はおかめの冥福とお堂の無事を祈っておかめの面を御幣につけて飾ったと言われています。この話を伝え聞いた人々が、おかめ(阿亀)の菩提を弔うために、境内におかめ塚を建てました。

この言い伝えから、大工の信仰を集め今日でも上棟式にはお多福の面を着けた御幣が飾られるようになりました。

人権ゆかりの地で学ぶ(第2回人権スポットツアー)

ちひろトーク&コンサート

明るいうへ～金子みすゞの心とともに～

参加無料・要予約

※定員142名

- 日時／平成28(2016)年2月11日[木]午後1時30分～午後3時
- 会場／ときわプラザ(男女共同参画交流センター)「ブライダルコアときわホール」
(徳島市山城町東浜傍1 アスティとくしま内)
- 主催・問い合わせ／あいぽーと徳島

(歌手・作曲家) ちひろさん プロフィール

童謡詩人金子みすゞの詩に曲をつけ歌う歌手・作曲家。年間100件の公演依頼を受け全国各地で活動。学校の校歌やCMソングなども制作。パーソナリティを担当したエフエム山口特別番組「こたまでしょうか～今、金子みすゞの心を聴きたい～」が、第7回日本放送文化大賞ラジオ部門準グランプリを受賞し、全国放送となった。山口県出身。



講座のご案内

第1回人権教育啓発リーダー養成講座

「カムイに捧げる踊りと祈り」
「アイヌ文化の伝承とウタリ・カリブ(仲間の輪)を求めて」

- 日時／平成28(2016)年1月28日[木]午後1時30分～午後3時30分
- 会場／沖洲マリンターミナルビル 2階「マリンホール」(徳島市東沖洲2丁目14)
- 主催・問い合わせ／あいぽーと徳島

台風11号の影響により、延期となっていましたが、今回は、幅広くみなさんご参加をお願いします。

アイヌの伝える踊りには、自然や動物の様子、日々の労働を模したものから、カムイ(神々)に捧げるものまで多様なものがあります。その中から、私たちが伝承を受けた舞踊に関して、実演をまじえつつ語ります。

講師 平田 幸(ひらた みゆき)さん プロフィール

アイヌ文化活動アドバイザー
アイヌ文化伝承者・山本多助を祖父に持ち、自らも舞踊等の伝承を受け、アイヌ文化伝承活動を行う。首都圏のアイヌ民族グループ「レラの会」会員であり、2009年に開店したアイヌ料理店「レラ・チセ」にかかわってきた。アイヌ文化アドバイザーとして、様々なイベントでアイヌ文化の普及活動を行う。またアイヌ文様をアレンジした現代的な刺繍作品の製作も行う。

講師 工藤 千秋(くどう ちあき)さん プロフィール

アイヌ文化活動アドバイザー
北海道釧路生まれ。子どもの頃から、阿寒湖アイヌコタンでアイヌ古式舞踊を学ぶ。阿寒湖で毎年開催される「まりも祭り」に参加してきた。子どもの頃からアイヌ文化に親しんできた反面、成長とともにアイヌ文化から遠ざかっていく。首都圏に移住した後は、アイヌ民族グループ「レラの会」の会長である母の佐藤タツエとともに、舞踊講演等の活動に従事し、1994年に開店したアイヌ料理店「レラ・チセ」の運営に関わってきた。現在は、アイヌ文化振興・研究推進機構のアイヌ文化活動アドバイザーとして、アイヌ文化の継承に取り組んでいる。

人権相談のご案内

あいぽーと徳島では、人権擁護委員・弁護士による人権相談を行っています。まずは電話にてご連絡ください。

Tel.088-664-3701

一人で悩まず
お電話を

● 人権擁護委員による相談
第2・第4土曜日(10:00～16:00)

面接相談及び
電話相談

● 弁護士による相談(要予約)
第1・第3金曜日(13:00～16:00)

面接相談

[編集・発行]

あいぽーと徳島

徳島県立人権教育啓発推進センター

指定管理者 特定非営利活動法人ヒューマンライツ 文化・福祉ネットワーク

〒770-0873 徳島市東沖洲2丁目14 沖洲マリンターミナルビル内

Tel.088-664-3719 Fax.088-664-3727

- 開館時間／午前10時から午後6時まで
 - 休館日／月曜日(祝日の場合はその翌日)
- 年末年始(12月29日から1月3日まで)

<http://www.aiport.jp>

あいぽーと徳島 検索



公共交通機関のご案内

JR徳島駅前から徳島市営バス【中央卸売市場】行きに乗車し、【沖洲マリンターミナル】にて下車。

企業の事業活動と人権との関係のマッピング



■以下の6つの事例は「誰のどの権利」と関係するのでしょうか。A～F(複数回答可)を下の枠の中に記入してください。

【A】労働・人事 自社(法人)はもちろん、支社・工場を含め、人権研修を実施しています。部落問題、女性や障がい者に対する差別、またハラスメント(パワハラやセクハラなど)などの情報を提供し、従業員一人ひとりの理解の促進を図り、働き甲斐のある快適な職場環境の実現を目指しています。	【D】サービスの提供 事業系廃棄物により公害・健康被害を引き起こさないことは、国内法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)または「汚染者負担の原則」により、排出事業者自らの責任になっています。自社では、これら原則に基づき、排出事業者の方々が処理される事業系廃棄物=産業廃棄物を法の規定に基づいて収集運搬処理業務を営んでいます。
【B】サービスの提供 自社では、提供する食品の品質およびサービスを常に見直しながら、環境保全も徹底しています。直営店はもちろん、取引先である企業、学校、病院のみなさんに美味しく健康的で安全な食品を提供します。	【E】事業・店舗開発 新店舗や工場をオープンする場合に、周辺の同和地区の所在地などを詳細に調べたり、「ここは同和地区を含む校区ですか」「同和地区内の物件ですか」といった部落差別につながる内容の問い合わせを行ったりする「土地差別(部落差別)」をしないことを徹底しています。
【C】サービスの提供 高齢者や身体の不自由なお客様(学生、ユーザーなど)が安心して自社のサービスを利用していただけるように、ハード面(施設・設備など)でのバリアフリー化をはかるとともに、手話や筆談、多言語での対応など、心のバリアフリーを目指しています。【注】自社に加えて、鉄道やタクシー会社の場合も考えてみてください。	【F】広報 自社の製品・商品・サービス(福祉・教育など)を宣伝する際に、男女の性別役割分担またはジェンダーを強調するような内容(妻が料理、洗濯、介護をする、夫が仕事、料理を食べる側など)にしないよう、配慮しています。加えて、性差別表現をしないよう配慮しています。



権利／ステークホルダー	誰のどの権利か					
	自社・自社グループ			バリューチェーン(取引先)		
	労働者	取引先・お客様 ユーザー	地域住民	労働者	取引先・お客様 ユーザー	地域住民
●差別の禁止 (例:人種・皮膚の色、性別、性的指向・性辞任[ジェンダー平等]、言語、宗教、政治的意見、出生、財産、障がいの有無、その他の差別の禁止)						
●男女平等						
●生命・身体への安全への権利 (例:身体的・精神的暴力)						
●身体への自由						
●強制労働の禁止 (例:外国人研修生)						
●労働への権利 (例:職業選択の自由・公正採用)						
●公正で良好な労働条件への権利 (例:公正な賃金、最低賃金の保障、労働安全・衛生、昇進の機会の平等)						
●休息および余暇への権利 (例:労働時間、休息・余暇、有給休暇)						
●労働基本権 (例:結社の自由、団体交渉、ストライキ権)						
●社会保障への権利 (例:労災の補償)						
●住居・移動の自由						
●家族に対する保護と援助 (例:出産・育児・介護支援、ワークライフバランス、児童労働の禁止)						
●健康への権利 (例:死産率、幼児の死亡率の低下、環境衛生、伝染病の防止、職業病[メンタルヘルス含む]その他の疾病の防止、治療)						

*上記以外の世界人権宣言、自由権規約、社会権規約、ILO中核条約に規定される権利はこちら。
●私生活(例:プライバシー)、名誉への権利、●教育への権利(例:初等教育の無償化、父母の子どもの教育選択権)、●意見および表現の自由(例:情報へのアクセス権、政治的意見の表明、アラブの春)、●思想、良心および宗教の自由、●相当な生活水準への権利(例:食料、水、衣類、住居、医療)●少数者に属する者(例:先住民族など)の権利

特集



企業の社会的責任(CSR)と人権

徳島県人権問題講師団講師第2回研修会 ●平成27(2015)年10月23日実施

講師

菅原 絵美さん

大阪経済法科大学 法学部准教授

講演内容

■CSRを規格化したISO26000
私は大学院生の時、国連機関でインターンやスタッフとして人権にかかわる仕事に従事した経験があり、国際的な視点で人権について学んできました。今は企業研修や人権研修で企業が担う社会的責任(CSR)や人権について解説してほしいと依頼をいただくことも多いのですが、この依頼の背景には、各企業が人権問題についてどう取り組んで良いのか、さらには自社が抱える人権課題とは何かが見えていないという実態があります。そこから気づかされるのは、人権についての認識に、日本と世界では大きな違いがあるということでした。CSRのガイドラインとしては、国際標準化機構という民間団体が示した「ISO26000」という規格があります。もともとISOは工業製品の国際規格を作る組織でしたが、近年ではそれが発展して環境への取り組み、品質、労働安全のマネージメント規格などにも進出しています。ISO26000では、「労働慣行」や「組織統治」などCSRを実現するための鍵となる7つの中核主題が挙げられており、その中に「人権」という項目もあります。■日本と世界の「人権」
日本社会で「人権」という言葉は、「思いやり」や「やさしさ」といった抽象的なイメージで捉えられるこ

とが多いのではないのでしょうか。企業では真つ先に部落問題が連想され、おのずと人権問題も、これに関わる人事、労働環境、差別といった範疇で考えられてきました。おのずと人権問題もその範疇でしか考えられませんでした。しかし国際的な視点での人権は、英語表記で「Human Rights」と複数形の「s」がつくことからわかるように、数として数えられるほど具体的に定義されているものなのです。「誰の」「何の」権利が問題なのかを考えていくことが企業と人権の関わり全体の像を知ろうと鍵になります。

その際、手助けとなるのが、「ステークホルダー」や「バリューチェーン」という言葉です。ステークホルダーとは企業活動の利害関係者、つまり労働者や消費者、投資家、さらには地域住民や取引先などを意味します。一方でバリューチェーンとは企業が商品やサービスの原材料を取引先から調達し、消費者に提供するまでの連の流れを指す言葉です。ISO26000で定義されている人権は、社内だけでなく、これらステークホルダーやバリューチェーンにまで及んでいるのです。

世界の「人権」の視点で考える例として、ナイジェリアの石油開発で発生した問題をご紹介します。オゴニランドと呼ばれる地域があり、そこはとても豊かな土地でしたが、政府が大手石油会社に独占的な開発権を与えた結果、40キロ四方の土地で20年間に6700件以上の石油漏れ事故が発生しました。そ

の結果オゴニランドに住む先住民たちは住むことができなくなりました。これは住居や生命への権利が侵害されたこととなります。



求められる全社的な取り組み

もちろん労働者の人権尊重も大切ですが、企業活動のあらゆる側面は人権に密接な関係を持つています。これらを解決するには、経営トップ自らが責任者として方針や体制、仕組みを整えて取り組み、その内容を公表し第三者から評価してもらうという、あらゆるマネジメントのプロセスをとらなければなりません。企業内でCSRについて考える時には、社内だけでなく、消費者や取引先など広い視野を取り組む必要があります。